

情報通信審議会 2020-ICT基盤政策特別部会（第3回）

1 日 時

平成26年8月19日(火) 13時00分～14時25分

2 場 所

第一特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、徳田 英幸（部会長代理）、相田 仁、谷川 史郎、
知野 恵子、新美 育文、野間 省伸 （以上7名）

(2) 臨時委員（敬称略）

磯部 悦男、木場 弘子、滝 久雄、山根 香織、米倉 誠一郎 （以上5名）

(3) 総務省

新藤総務大臣、上川副大臣、桜井総務審議官、今林官房総括審議官、
武井官房総括審議官

（情報通信国際戦略局）

鈴木情報流通国際戦略局長、巻口参事官

（総合通信基盤局）

吉良総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、高橋総務課長、吉田事業政策課長、
柴山事業政策課調査官、飯村事業政策課企画官、竹村料金サービス課長、
片桐料金サービス課企画官、河内データ通信課長、塩崎電気通信技術システム課長、
宮地高度通信網振興課長、吉田消費者行政課長、松井電気通信利用者情報政策室長、
田原電波政策課長、布施田移動通信課長

(4) 事務局

蒲生情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長

4 議 題

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」中間整理（案）について

開 会

(山内部会長) 本日は撮影の申出がありましたので、会議冒頭の部分を撮影いたします。ご出席の皆様におかれましては、あらかじめご了承をいただきますようお願いいたします。

それでは、ただ今から情報通信審議会第3回2020-ICT基盤政策特別部会を開催いたします。

本日は構成員14名中11名が現在出席されておりますので、定足数を満たしております。

本日は公務ご多忙の中、新藤総務大臣、上川副大臣にご出席をいただいております。まず、開会にあたりまして、新藤大臣から一言お言葉をいただきたいと思っております。新藤大臣、よろしく願いいたします。

(新藤総務大臣) それでは、先生方こそ、ご多忙の中、このようにご参集をいただきまして、また情報通信審議会2020-ICT基盤政策特別部会にご参加いただいておりますことを、改めて感謝申し上げたいと存じます。かつ、山内部会長を始めといたしまして、各委員の皆様、本当に熱心にご審議をいただいております。この部会は3回目ではありますが、基本政策委員会の開催は13回を数えるということでございまして、短期間のうちに様々な多岐にわたる課題、また新しい可能性について、ご審議いただいておりますことを、私は重ねて感謝申し上げたいと思っております。

今、私たちの国、政権といたしましては、アベノミクスを着実に進展させ、そして持続可能な新しい日本の経済モデルを作らなければならない。その中の1つの柱として、地方の創生ということで、日本のポテンシャルを最大限引き上げるために、大都市の、また大きな産業のチャンスを広げることに加えて、私たちの暮らしの中の新しいチャンスになるのではないかと。そして、今まで問題であった、また課題である部分を、逆に新しい産業の分野として作れるのではないかと。このようなことを考えて、地方の創生、また、それを進めていく上で徹底的にICTを入れていこうと考えているわけでありまして。

ですから、この国の経済の基本政策の柱のうち2つ、地域の活性化、それからICT、これを総務省が担っていて、その中でどのように新たな可能性を打ち出せるかということについて、この特別部会で挑戦いただいている。私は、そのように考えているわけでありまして、大変に有意義な部会になっていると思っております。

いろいろな問題が出てまいります、私が今、誰かに問われて答えるのは、「その間

題は2020特別部会でご検討いただいております。」と大概がそうなるわけでありまして、それほどの期待がかかっていると、このようにご理解いただければありがたいと思います。

我々とすれば、世界最高レベルのICT基盤を作る、ICT化というのは手段であって目的ではございません。あらゆる政策課題に、またいろいろな産業、消費、生活という分野に私たちの手段を使っていただいて、日本全体を元気にしていこう、また便利な国にしていこう。そこにビジネスチャンスが生まれてくるのだと思います。

今回は、中間整理ということで、いろいろな課題について非常に良い整理をいただいていると思っておりますが、これを着実に進められるように、まずは立派に取りまとめをしていただきたいとお願い申し上げます。これは非常にこの国の将来に対して大きな貢献をすることになるだろうと、このことを確信いたしまして、お願いと御礼に代えさせていただきたいと思っております。どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

(山内部会長) どうもありがとうございました。なお、上川副大臣におかれましては、閉会の際にご挨拶をいただきたいと思っております。

ご公務のため、新藤大臣はここでご退席されます。新藤大臣、どうもありがとうございました。

(新藤総務大臣) ありがとうございます。

(山内部会長) 報道関係の方のご退出をお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思っております。本日の議題でございますけれども、2020年代に向けた情報通信政策の在り方の中間整理(案)ということでございます。

当部会は前回、5月8日に第2回を開催いたしました。それ以降、下にあります基本政策委員会において計8回の審議を行いました。また、事業者の皆さんには追加のヒアリングをお願いし、個別の論点について活発にご議論いただいたところです。

そして先日、8月5日に、これを踏まえまして中間整理(案)について基本政策委員会で議論をいただきました。本日は、この議論を踏まえまして中間整理(案)を作りましたので、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

それでは、詳細については事務局からご説明をよろしくお願ひします。

(吉田事業政策課長) 事務局でございます。資料3-1に沿いましてご説明をさせていただきます。右上にページ番号がございますのでご覧ください。

まず、2ページをご覧ください。諮問の概要について、改めて簡単に触れさせていただきます。1. 諮問理由にあるとおり、昨年6月の日本再興戦略等におきまして、世界最高レベルの通信インフラの整備ということが掲げられております。制度見直しの方向性については、2014年、つまり本年中に結論を得るとされております。

そのため、本年2月に2020年代に向けた情報通信政策の在り方について本審議

会に諮問いたしまして、その後、特別部会2回、本特別部会の下に設置された基本政策委員会を13回開催し、審議を行っていただきました。

本特別部会及び基本政策委員会の検討体制につきましては、3ページをご参照ください。

4ページをご覧ください。本特別部会の検討対象について、整理させていただいております。経済活性化と国民生活の向上のため、ICT基盤を利用する産業の競争力強化と、利用機会の安心・安全の確保を実現しようとするものです。この産業の競争力強化と安心・安全の確保は、下の方にあります世界最高レベルのICT基盤の普及・発展と、右の方にございますICT利活用の推進と相まって実現されるものです。ICT利活用の推進についても、前回、前々回の特別部会でもご議論いただきましたし、また、一番下にありますとおり、政府の各会議でも議論が進められています。本特別部会は、特にICT基盤を担う電気通信事業の在り方についてを中心に、ご検討いただいております。

5ページをご覧ください。5月8日の第2回特別部会におきまして、検討にあたっての基本的考え方を5原則としてまとめていただきました。公正競争徹底、イノベーション促進、社会的課題解決、魅力向上・発信、利用者視点の5つの原則を基本に据えつつ、基本政策委員会においてもご議論いただけてきました。

本中間整理は、大きく2つのパーツに分かれております。1番目のパーツは、6ページ以降の2020年代に向けた情報通信の展望と目指すべき姿。2020年代に向けてICTがどのような役割を果たしていくべきか、そのために必要なICT基盤の姿、政策の方向性はどのようなものかを概観しているものでございます。2番目のパーツは、ICT基盤についての政策の基本的方向性について、項目に沿って個別に整理したものでございます。

まず、1番目の2020年代に向けた情報通信の展望と目指すべき姿について、この全体像を概観したものをご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。2020年代に向けたICTの役割と目指すべき姿として、7、8ページにまとめてあります。本資料は5月8日の第2回特別部会でもご説明させていただいたものです。

7ページの1にございますとおり、2020年代における我が国の課題として、経済活性化、社会的課題の解決、便利な社会の実現、安心・安全の実現、地域の活性化、オリンピック・パラリンピック東京大会への対応ということが挙げられております。これらの課題を解決するため、ICTを活用していくことが必要ではないか、例えば、上段左の経済活性化のため、超高速通信やM2Mなどを活用して新事業創出や生産性向上が実現できるのではないかと、真ん中の項目の社会的課題の解決のため、ICTを活用して医療や教育の高度化を実現していくことが必要ではないか、ということが各項目について記述されてございます。

8 ページ目をご覧ください。今申しあげました 2020 年代における課題を ICT により解決し、経済活性化と国民生活の向上につなげるため、ICT 基盤はどうあるべきか。また、2 にありますとおり、ネットワークを高速化、大容量化したり、利用の面でもあらゆるものがつながり、移動、固定を意識しない利用環境が出現している中で、3 にありますとおり、2020 年代にふさわしい ICT 基盤の姿として、ニーズに応じた多様なサービスを利用・提供できて、誰もが安心して利用でき、超高速・低廉・強靱な世界最高水準の ICT 基盤を目指していくべきではないかということが記述されてございます。

9 ページをご覧ください。このページでは本中間整理の全体像を示しています。基本政策委員会では、左側にありますとおり、今ご説明申しあげた検討の基本 5 原則や 2020 年代に向けた ICT の役割を踏まえてご議論いただいております。2020 年代に向けた ICT 基盤政策の基本的方向性、このページの右側でありますが、こういう基本的方向性についてまとめていただきました。

具体的な内容につきまして、次ページ以降で個別に説明させていただきますが、大きく 3 つのグループに分かれております。項目だけご紹介させていただきますと、「I. ICT 基盤の利活用による新事業・新サービスの創出」のグループとして、移動通信ネットワーク等の更なる開放促進、光ファイバ基盤の利活用推進、異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直し、ICT 基盤の整備推進が挙げられています。また、「II. 便利で安心して利用できる ICT 環境の整備」のグループとして、SIM ロック解除、多様な料金体系、消費者保護ルールの見直し、SAQ2 JAPAN の推進が挙げられています。さらに、3 つ目のグループとなる「公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 基盤の実現」として、多様なプレーヤーの確保を通じた活発な競争、グループ概念の導入、競争ルールの整備を通じた超高速ブロードバンド基盤の普及が挙げられています。10 ページ以降は今申しあげました基本的方向性を項目ごとに整理したものでございます。

まず、1 つ目のグループ、「ICT 基盤の利活用による新事業・新サービスの創出」について、12 ページをご覧ください。1 つ目といたしまして、移動通信ネットワーク等の更なる開放促進による新事業・新サービスの創出が挙げられております。各項目につきましては、現状と 2020 年代に向けた課題、そして基本的方向性という形で構成されてございます。

まず、この項目の現状と課題でございます。モバイル市場には、電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者のほか、ネットワークを調達して独自にモバイルサービスを提供する、いわゆる MVNO がございます。この MVNO のシェアは

4. 7%にとどまっております。2020年代に向けて、MVNOはSIM販売型の独自サービスの提供を行うほか、M2MやIoTの事業主体として、その役割はますます高くなることが期待されています。MVNOの事業展開をしやすいするため、移動通信ネットワークの更なる開放を促進しようとするものです。

13ページをご覧ください。基本的方向性につきましては3点挙げられています。

①事業者のグループ内外の公正競争の徹底を通じた料金低廉化・サービスの多様化実現のため、移動通信ネットワークの開放ルールや禁止行為規制の対象事業者の指定に当たり、「グループ単位」のシェアを考慮することについて、検討を進めることが適当ではないか。②MVNOが移動通信ネットワークの必要な部分のみを組み合わせる多彩なサービスを提供可能とするよう、移動通信ネットワークのアンバンドルの促進等について、更に検討を進めていくことが適当ではないか。③事業者が同一グループ内の「電波利用の連携」等に係る取引の公平性の確保が必要な一方で、MVNOの様々なニーズに応じた柔軟な条件での取引を促進する制度について、更に検討を深めていくことが適当ではないか、という基本的方向性をまとめていただいております。

14ページをご覧ください。「新事業・新サービスの創出」の2つ目の項目として、光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進が挙げられております。NTT東西によるサービス卸に関する論点でございます。現状と課題といたしまして、本年5月NTT東西が光回線サービスの卸売、いわゆるサービス卸を提供することが発表されました。これにより光回線の利用率の向上や、様々なプレーヤーとの連携によって多様な新サービスの創出やイノベーションの促進などが期待されるところであります。一方で、設備競争に与える影響を含め、競争事業者との公正競争の確保に十分留意する必要があります。

この現状と課題を受けまして、基本的方向性については、NTT東西によるサービス卸は世界最高水準を誇る我が国の光ファイバ基盤を利用して、様々なプレーヤーとの連携による多様な新サービスの創出や、イノベーションの促進の実現に資するものであり、光回線の利用率の向上や、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができるのではないかと考えております。一方で、NTT東西が固定通信分野で市場支配力を有していることや、モバイル市場の寡占状態を踏まえ、「サービス卸」の提供に当たり、次の観点から公正競争を確保することについて、更に検討を深めることが適当ではないかとしております。1点目としまして、NTT東西による「サービス卸」について、料金・提供条件の適正性・公平性・透明性を確保することが適当ではないか。2点目といたしまして、設備競争を通じたネットワークの高度化・強靱化等の確保の観点から、サービス競争との関係にも留意しつつ、「サービス卸」を通じて固定通信市場の公正競争を阻害することのないようにすることが適当ではないか。以上の方向性が記述されております。

15ページをご覧ください。「新事業・新サービスの創出」の3点目の論点といたし

まして、支配的事業者規制の見直しによるイノベーション創出（NTTグループを中心とした規律の在り方）について記述されております。現状と課題といたしまして、NTTグループについては、2011年の電気通信事業法等の改正により、競争事業者との同等性の確保のための機能分離等が行われました。最近の状況といたしましては、NTT東西のFTTH契約数シェア、NTTドコモの携帯電話の契約数シェアは、引き続き首位となっております。NTTドコモの携帯電話の契約数のシェアは減少している中、モバイル市場は実質的に3グループに集約し、寡占化が進展しております。今後は電気通信分野以外の分野との連携が見込まれるということもございます。こうした状況に応じ、2020年代に向けて、公正競争の一層の徹底と、イノベーション促進の双方の観点から適切な規律とするため、固定通信市場とモバイル市場における環境変化、規制内容の根拠の違いなども踏まえて、それぞれの市場における規律について個別に検討を進めることが適当ではないか。その上で、固定通信市場においては、NTT東西の設備シェアは引き続き適用基準を超えており、現行の規律を維持することが適当ではないか。一方、モバイル市場については、1点目、基本的な方向としてグローバル企業の伸張や異業種との連携サービスの進展等の環境変化を踏まえ、公正競争環境の確保に支障がない範囲内で規律を見直す方向で検討を進めることが適当ではないか。その際、禁止されている行為類型ごと、右側に3類型がございませぬ、そういう類型別に市場の環境変化との関係を個別具体的に検討することが適当ではないか。また、2点目として、主要事業者のグループ化・寡占化の進展を踏まえつつ、自己の関係事業者との不当な連携を規制する制度導入当時の趣旨にも留意した上で、規制内容等の在り方について検討を進めることが適当ではないかとされております。また、その他NTTグループに課している規律の在り方につきましては、それらが十分に機能しているか引き続きフォローアップすることが適当ではないかとされております。

16ページをご覧ください。この点についての基本的方向性として、以下の点が挙げられております。禁止行為規制につきましては、公正競争の一層の徹底とイノベーション促進の双方の観点から適切な規律とするため、固定通信市場とモバイル市場における環境変化、規制内容の根拠の違いなども踏まえて、それぞれの市場における規律について個別に検討を進めることが適当ではないか。その上で、固定通信市場においては、NTT東西の設備シェアは引き続き適用基準を超えており、現行の規律を維持することが適当ではないか。一方、モバイル市場については、1点目、基本的な方向としてグローバル企業の伸張や異業種との連携サービスの進展等の環境変化を踏まえ、公正競争環境の確保に支障がない範囲内で規律を見直す方向で検討を進めることが適当ではないか。その際、禁止されている行為類型ごと、右側に3類型がございませぬ、そういう類型別に市場の環境変化との関係を個別具体的に検討することが適当ではないか。また、2点目として、主要事業者のグループ化・寡占化の進展を踏まえつつ、自己の関係事業者との不当な連携を規制する制度導入当時の趣旨にも留意した上で、規制内容等の在り方について検討を進めることが適当ではないかとされております。また、その他NTTグループに課している規律の在り方につきましては、それらが十分に機能しているか引き続きフォローアップすることが適当ではないかとされております。

17ページをご覧ください。「新事業・新サービスの創出」の4点目といたしまして、ICT基盤の整備推進による地域ビジネス創出や地域の魅力発信等、地方の創生ということが挙げられております。現状と課題といたしまして、ICT基盤の役割は今後ますます増大していきますけれども、競争原理だけでは条件不利地域におけるICT基盤の整備・維持は困難となります。そのため、これをどうするかというのが課題でございます。なお、固定電話につきましては、現在ユニバーサルサービス基金という仕組みがございませぬ。また、未整備地域の居住人口については、携帯電話が約4万人、そのうち10人以下の集落が6割を占めています。未整備地域、固定系では、ブロー

ドバンドで約7万世帯、超高速ブロードバンドで約74万世帯と推計されています。その整備・維持には、少なくとも数千億単位の多額の費用を要すると見込んでいる、というのが現状と課題でございます。

18ページをご覧ください。基本的方向性といたしまして、2020年までに希望する全ての国民がICTを利用できる環境を整備しようというものでございます。携帯電話、ブロードバンドの未整備地域について、引き続き解消を進めていくことが適当ではないか。具体的には、携帯電話について2017年までの未整備地域の半減を目標としていることも踏まえ、補助金及び電波政策により未整備地域の解消を図るとともに、その状況を踏まえ、固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度の見直しを検討することが適当ではないか。なお、具体的な政策手法の決定に際しては、今後の人口減少や人口流動に伴う集落の状況も勘案しつつ、次の点に留意することが適当ではないかといたしまして、地域ごとに異なるニーズを十分に踏まえつつ、地域の活性化・課題解決に向けたICT基盤の整備を進めること、光ファイバの未整備地域がほぼ不採算地域であることから、引き続き国の支援を講じていく必要があること、ユニバーサルサービス基金の在り方については、利用者に過度な負担を強いるものではないこと、という3点が留意事項として挙げられてございます。

19ページ以降は、2つ目のグループ、「便利で安心して利用できるICT環境の整備」ということでございます。

その1点目といたしまして、20ページをご覧ください。ネットワークと端末の自由な組合せの実現と利用者ニーズに適した多様な料金体系の実現が挙げられています。現状と課題といたしまして、SIMロック等により利用者の過度の囲込みが行われ、多額のキャッシュバック等の問題が生じてきました。SIMロック解除については事業者の自主的な取組により実施されてきましたが、取組状況は限定的となっております。また、主要な携帯電話事業者データ通信の料金プランは、7GB/月を上限とするものを中心に画一化しており、多段階のプランが設定されてきませんでした。こうした状況を踏まえ、2020年代に向けて、公正競争の一層の徹底や利用者視点の観点から、利用者ニーズに適した多様なサービスや料金体系の実現が必要となります。基本的方向性につきましては、新美委員に座長を務めていただいております「ICTサービス安心・安全研究会」において議論が行われ、中間取りまとめとしてまとめたものでございます。①多額の販売奨励金やキャッシュバックについては、SIMロック解除等の競争環境整備を通じて適正化を促すことが適当ではないか。②SIMロック解除について、事業者は少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じて迅速、容易かつ利用者の負担なく端末のSIMロック解除に応じることが適当。S

IMロック解除の推進に向けては「SIMロック解除に関するガイドライン」を改正し、その実効を確保することを前提とした検討がなされることが適当とされています。

③事業者はデータ通信料金について利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランを提供することが適当。総務省は、各事業者から利用者一人当たりのデータ通信量の分布及び料金プランについて定期的に報告を求め、把握することが適当とされております。また、以下の点は、基本政策委員会において議論されてきたこととさせていただきますけれども、音声通信料金については、更なる低廉化に向け、ビル&キープの導入を含め検討することが適当ではないか。また、市場の中心が固定通信から移動通信に移行していることを踏まえ、利用者料金規制全体の在り方について検討することが適当ではないかとされております。

2つ目のグループ、「便利で安心して利用できる環境整備」の2項目といたしまして、消費者保護ルールの見直し、21ページで挙げられております。現状と課題として、ICTサービスの高度化・多様化・複雑化や、利用者からの苦情・相談の件数が増加している現状を踏まえ、2020年代に向けて消費者保護ルールを見直し、安心してICTを利用できる環境の整備が必要となります。具体的には業界団体による自主的な取組による効果が十分に挙げられていないと認められる事項等につきまして、法的な枠組による必要な制度・規律の在り方の検討が必要となります。基本的方向性でございますが、この点につきましても「ICTサービス安心・安全研究会」において議論が行われ、中間取りまとめとしてまとめていただきましたので、概要を以下に示してございます。①説明義務等の在り方のうち、1) 適合性の原則として、高齢者、未成年者、障がい者等、利用者の知識、経験、契約目的等に配慮した説明を制度化することが適当。2) 書面交付義務として、契約内容が記載された書面を、原則紙媒体により交付、希望に応じ電子媒体に代えることも可能、とすることを制度化することが適当。3) 広告表示として、事業者団体の自主的な取組や、電気通信事業法及び改正景品表示法に基づく法執行により、広告表示等の適正化を図ることが適当とされております。

22ページをご覧ください。②契約関係からの離脱に関するルールの在り方のうち、1) 取消しとして、提供条件説明が必要な事項のうち、契約締結の判断に通常影響を及ぼす重要事項に関する不実告知を禁止いたしまして、その違反行為に対する取消権を付与することが適当。2) クーリングオフとして、電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、販売形態によらずクーリングオフを導入することが適当とされております。更に、中間取りまとめにおきまして、工事が必要なサービス、サービス利用の対価、端末等の取扱い等の詳細な検討事項の方向性が示されているところでございます。3) 解約として、期間拘束、いわゆる2年縛りのこととさせていただきます、また、2年縛りの契約の自動更新というものもございしますが、これにつきましては、提供条件説明や更新月のプッシュ型通知の改良の方法がとられることが必要。解約そのものをどうするか

につきましては、引き続き検討を行うことが適当とされております。また、3) 解約の中のオプションサービスにつきましては、無料期間経過後、一度契約を終了し、利用意思を確実に確認する取組を推進していくことが適当と考えられる。③販売勧誘活動の在り方のうち、1) 電気通信事業者等に対する再勧誘禁止を制度化することが適当。また、2) 電気通信事業者等が代理店を把握し、適切な販売勧誘が行われるよう、監督体制整備を制度化することが適当。④苦情・相談処理体制の在り方として、第三者機関を設置した上、苦情・相談処理、裁判外紛争解決手続、いわゆるADR等に取り組む方向で検討を行うことが必要とされております。

23ページをご覧ください。「便利で安心して利用できる環境整備」のグループの3点目といたしまして、訪日外国人にとって利用しやすいICT環境の実現、「SAQ2 JAPAN Project」の推進が挙げられてございます。現状と課題といたしまして、2020年オリンピック、パラリンピック東京大会の開催やグローバル化の一層の進展を踏まえ、少なくとも東京大会までには、我が国の魅力向上・発信の観点から、訪日外国人にとっても利用しやすいICT環境の実現が必要となります。基本的方向性といたしまして、ICTを訪日外国人と日本の魅力との出会いの架け橋とするため、訪日外国人のICT利用環境整備に向けたアクションプランとして、「SAQ2 JAPAN Project」を取りまとめ、本年6月に上川副大臣から発表いたしました。なお、SAQ2というのは、S e l e c t a b l e、A c c e s s i b l e、Q u a l i t yの意味を込めてございます。「SAQ2 JAPAN Project」におきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、関係省庁・機関、団体、事業者等と幅広く連携し、4つの取組を重点的に推進することが適当としております。無料Wi-Fiの整備促進と利用円滑化、国内発行SIMへの差替え等によるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化、国際ローミング料金の低廉化、「言葉の壁」をなくす「グローバルコミュニケーション計画」の推進、の4つが挙げられております。

3つ目のグループとして、「公正競争の徹底を通じた世界最高水準のICT基盤の実現」が挙げられてございます。

25ページをご覧ください。このグループの1点目といたしまして、多様なプレーヤーの確保を通じた活発な競争環境の実現、グループ概念の導入による公正競争の徹底、が挙げられております。現状と課題といたしまして、モバイル市場における主要事業者は3グループに集約し、新規の利用者を取り合い囲い込む競争ばかりが激しく、また主要な通信料金は各社一律となっているなど、協調的寡占の色彩が強い状況にあると考えられます。特に主要事業者間の競争は、割当てを受けている電波の幅が事業

展開に重要な要素のひとつとなっており、株式取得等によるグループ化のほか、携帯電話・BWA・PHSと組み合わせたグループ内での「電波利用の連携」が進展しております。こうした状況を踏まえ、多様なプレーヤーの確保を通じた事業者の活発な競争や積極的な投資の維持・促進、あるいは事業者のグループ内外の公正競争徹底を通じた料金低廉化・サービス多様化により、世界最高レベルのICT基盤を実現するため、主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の見直しが必要になるという課題でございます。

26ページをご覧ください。基本的方向性といたしまして、①多様なプレーヤーの確保を通じ、事業者間の活発な競争や積極的な投資を維持・促進するため、事業者のグループ化について総務省による一定のチェックを可能とする規律等の導入について、検討を進めることが適当ではないか。また、多様なプレーヤーの確保やモバイルサービスの高速化・大容量化のためには電波政策が重要となるため、「グループ」に関する規律の扱いなど、競争政策と電波政策について十分に連携を図っていくことが適当ではないか。②事業者のグループ内外の公正競争徹底を通じた料金低廉化・サービス多様化の実現のため、次の措置について検討を進めることが適当ではないか。1点目は、「新事業・新サービスの創出」のグループで説明いたしました項目の再掲でございます。移動通信ネットワークの開放ルール、禁止行為規制のグループ概念の導入ということでございますので、説明は省略させていただきます。2点目は、同一グループ内での取引の公平性の確保でございます。事業者の同一グループ内での「電波利用の連携」等に係る相対取引に関し、行政への報告を通じた事後規制の実効性の確保など、相対取引の公平性を行政が十分に把握できる体制を整備することについて、更に検討を進めていくことが適当ではないかとされてございます。

27ページをご覧ください。3つ目のグループ「公正競争の徹底を通じた世界最高水準のICT基盤の実現」の2点目といたしまして、競争ルールの整備を通じた超高速ブロードバンド基盤の普及促進が挙げられてございます。現状と課題といたしまして、コンテンツの大容量化、モバイル・トラヒックのオフロード、基地局回線の需要増大等により、固定通信と移動通信は相互補完を果たすため、設備・サービスの両面で固定通信の重要性がますます高まっております。固定系超高速ブロードバンド基盤の整備率は98.7%である一方、利用率は51.2%にとどまっており、超高速ブロードバンドの普及促進が課題となっております。特にFTTH市場におけるNTT東西のシェアは71%と高止まり、地域によっては競争が十分に進展してございません。以上を踏まえまして、設備・サービスの両面での公正競争の一層の徹底や、イノベーションの促進を通じた、超高速ブロードバンド基盤の高度化・低廉化・強靱化、あるいは多彩なサービスの実現が必要となるという課題でございます。

28ページをご覧ください。基本的方向性といたしまして、①光ファイバ基盤に係る接続制度の在り方。競争事業者が「接続」によってFTTH市場に参入することが

困難となっている現状や、光配線区画の見直し等の取組が効果を上げていない状況を踏まえ、固定通信市場における公正競争の促進とサービスの多様性維持・確保の観点から、接続料の算定方式を含む接続制度の在り方について、更に検討を深めていくことが適当ではないかということでございます。②NTT東西の「サービス卸」に関する公正競争確保の在り方につきましては、先ほど申し上げました「新事業・新サービスの創出」のグループでご説明させていただいたとおりでございます。また、③NTT東西のNGNについて、4機能がアンバンドル化されるなど、既に一定のオープン化が実現しておりますが、今後更なるオープン化に向けて、検討を進めることが適当ではないかとされてございます。

29ページ以降は、参考資料でございます。日本再興戦略が、30ページにございます。31ページが、審議スケジュールでございまして、更に議論を進めていただき、年内には答申をまとめていただきたいと考えてございます。32ページは、これまでの審議の状況をまとめたものでございます。

以上です。

(山内部長) ありがとうございます。それでは、今ご説明をいただきました中間整理案につきまして、皆様からのご意見あるいはご質問などを受けたいと思います。ご質問がありましたらご発言をお願いをします。いかがでございましょう。どうぞ、米倉委員。

(米倉臨時委員) 今更言っはいけないかもしれませんが、7ページ目の2020年代に向けたICTの役割と目指すべき姿の1について、経済活性化が初めに出てくるのはとてもよいと思うのですけれども、僕が一番初めから言っているのは、日本の財政状況は破綻状況にあるので、活性化もそうなのですけれども、必ず効率化を入れてほしいと思うのですね。

皆さんご存じのように、利活用が進めば要らないものがたくさん出てくる。大きな話で言えば、47都道府県が必要なのか、東京都に23区、区議、区長、それが必要なのかという議論もありますし、我々が何年かに1回必ず免許証の更新に行ったときに、あの山のように渡される本、多くの人がその場で捨てていますよね。そのような無駄が未だに平気に行われている。これをICT利活用に転ずれば、ものすごい量の財政の無駄削減、政府の効率化ができるので、必ずこの経済活性化と同時に、やはり小さくて効率的な政府を作る、あるいは経済を効率化するというものをぜひ一番初めに入れていただきたい。社会的課題の解決の財政支出削減という矮小化したようなところではなくて、前面に押し出していただくと、この特別部会をやっている意味が出てくるような気がしますので、その辺の考慮をお願いしたいと思います。

(山内副会长) ありがとうございます。その他いかがでしょう。どうぞ、磯部委員。

(磯部臨時委員) 7、8ページに目指すべき姿があって、10ページ以降に政策が記述されていますけれども、この間をつなぐ部分、特に12ページ以降の政策で具体的に何を指すのか、なぜ今この政策が必要なのかという部分を、多少噛み砕いて補強していただくと、より政策の重要性が理解しやすく、納得感の得られるものになると思います。

例えば12ページ、13ページで言えば、移动通信のトラヒックは急増していて、電波はますます貴重な資源になっている。だから、いかに効率的に価値の高い利活用に電波資源を配分するか、様々な利用者に恩恵が渡るような形で配分する、次世代の利活用が広がるイノベーションが促進されるように配分する、そのようなことが政策的に重要になると思います。そのための手法としてMVNOが効果的なのだということが、おそらく多くの人にとって妥当と考える仮説だと思います。だからこそ、そのような対策を打とうということだと思います。

今の記述ですと、効果についても書いてありますが、シェアが低いというところがどうしても印象に残ってしまいます。もう少し効果の側から、MVNOの在り方を強調していただくと良いのではないかと思います。

加えて、制度の運用について検討をしていただければと思うところです。このような効果を期待してMVNOの参入を促進するとすれば、実際それが政策によってどれだけ効果が上がっているのかというモニタリングをして、規制や促進策をコントロールしていかなければならないと思います。MVNOがどれだけサービス、料金、ビジネスモデル等に関してイノベーションを起こしているかとか、MNOが開拓できない市場を開拓しているかとか、このような点をモニタリングしながら政策をコントロールしていくような制度の運用ができないものかだと思います。

その後の光ファイバのことも、ほぼ同様のことが言えると思います。これらを一連のものとして理解できるようにしていただくと良いのではないかなと思う次第です。

(山内副会长) ありがとうございます。一度ご意見伺いまして、また後で通して事務局から回答いただきたいと思います。そのほかはいかがでしょう。どうぞ、谷川委員。

(谷川委員) 18ページの、ユニバーサルサービス基金の考え方ということで、利用者に過度な負担を強いるものとしないうこと、と書いてありまして、基本的には当然だと思うのですが、この過度とはどの程度なのだろうかということ、それから、実は私自身は、もう少しユニバーサルサービスの資金を使って、個人の能力を高めるような通信の使い方ができる環境を作るという発想が要るのではないかなと思います。

特に先ほど、米倉先生が日本の財政が非常に危機的な中で、税金ではなくて、このような仕組みをもう少し使っていないと、日本の国民の競争力が上がらないということで、過度の負担を強いるものとしないうことについては、私自身もそうだなと思うのですが、過度のレベルというのと、それから米国との比較で見ますと、もう

少しきちんと使った方がいいのではないかと、個人的に思います。

(山内部長) ありがとうございます。事務局からこの過度について何かありますか。

(竹村料金サービス課長) 事務局でございます。現在、ユニバーサルサービス基金に約70億の補填をしてございますけれども、これは電話番号への転嫁という形で利用者が負担しているため、3円程度になっているわけでございます。幾らであれば過度な負担ではないかということでございますけれども、どれぐらいの受益を感じることができるかということと関係すると思いますので、そのサービスの中身と負担のやり方ということについて整理をして、過度な負担ではないかについてのコンセンサスが必要ではないかと考えております。

(山内部長) よろしいですか。ありがとうございます。そのほかに何かありますか。

(磯部臨時委員) 今の18ページに関して言えば、Iの「新事業・新サービスの創出」という政策の分類の位置付けの中で、地方創生に関して書くのであれば、アプリケーション政策に関して、もっと言及すべきではないかと感じました。総務省がいろいろと取り組んでいる政策もあるでしょうし、アプリケーション振興の立場から、社会的な規制改革を推進することもあるのかと思います。ユニバーサルサービス等の話であれば、IIの安心・安全に再掲となっておりますけれども、こちらの位置付けのことかと思えます。

(山内部長) ありがとうございます。そのほかに何かありますか。どうぞ、山根委員。

(山根臨時委員) 今のユニバーサルサービス基金の在り方については、まさに負担を強いるようなものにならないように、十分な検討をしていただきたいと思えます。

また、消費者保護のルールに関して、新美先生のところで丁寧な議論を進めていただいて、取りまとめに向かっていることについて、ありがたいと思っております。21、22ページのところですが、例えばクーリングオフにつきましては、消費者保護政策として必要だと思いますし、期待をしております。適正な解約や救済が進むように希望しておりますし、ADRの設置等につきましても、今の相談件数の増加を見れば必要性がありますので、ここは事業者の皆さんが全体で業界をよくしよう、信頼度を高めようということで、積極度を見せてぜひ前向きに取り組んでいただければと思っております。

それと、この消費者保護、消費者問題を考えるときに、どうしても契約問題として取りまとめや議論が進むと思えますけれど、やはり個人情報の問題も、消費者にとっては大きな問題ですし、重要なことだと思っております。ベネッセの流出事件もありましたし、報道は減りましたが、背景に大きな課題があると思えますし、高齢者を狙った詐欺や悪質商法へも個人情報の不適切な売買があるといった、いろいろ大きな問題があると思えます。また、佐世保の女子高生殺人事件等もありました。ネット上に実名や写真など不適切な情報が溢れていることもありまして、やはりネットは、使い方によっては相当怖いものであるということをやはり忘れてはならないと思いま

すし、消費者の安全な利用として取りまとめられるわけですから、その辺りにも十分な配慮をするという視点は必要だと思っております。

(山内部会長) ありがとうございます。どうぞ。

(知野委員) 今の消費者保護ルールのところですけども、説明をすることや、販売勧誘活動に関しての苦情相談処理については書かれているのですが、やはりいろいろな新しいサービスが出てくると、説明をしていただいてもわからないとか、あるいは問合せをしたくても問合せをする先がよくわからないとか、そういうことがあると思いますので、説明義務や問合せに答えるという姿勢を、もう少し明確に出す必要があるのではないかなと思いました。

それから、もう1つ、23ページの④「言葉の壁」をなくす「グローバルコミュニケーション計画」の推進とありますけれども、具体的にはどのようなことなのでしょう。自動翻訳機器を作るとか、そういうことなのでしょう。

(山内部会長) 今の点について事務局からございますか。

(片桐料金サービス課企画官) 事務局です。ご質問の点について、今年の4月に総務大臣から発表した次第でございまして、多言語翻訳システムを、今、NICTで開発しているところでございます。このシステムを今後、東京オリンピック開催時までには社会テストを進めるというプロジェクトでございます。

以上です。

(山内部会長) よろしいですか。

(知野委員) はい。つまり、グローバルコミュニケーション計画と呼ぶのなら、機械を使う形で技術開発をすることも意義があるとは思いますが、目的からしますと、五、六年あることを考えると、もっと英語の能力を高めるとかいろいろ幅広い取り組みが可能であると思われまので、文科省などとも工夫しながら、適切なものを技術開発していただきたいと思えます。

(山内部会長) ありがとうございます。どうぞ、野間委員。

(野間委員) 4月の関係事業者、団体、委員のヒアリングを聞かせていただきましたが、各社から様々な要望が出ていたと思います。そこでみなさんが言われていたことは基本的には公正な競争環境の整備、自由な競争が望ましいということだと思っております。ただ、各社によって思惑の違いがだいぶ出ていたのですが、各社の要望はだいぶ叶えられるという理解でよろしいのでしょうか。

(山内部会長) 我々としてはそういう方向で議論をしてきて、それがこの答えだというように考えておりますけれども、不足している部分や、あるいはもっとこう考えるべきだということがあれば、今伺えればとユーザ思います。よろしいですか。

(野間委員) はい。

(山内部会長) その他にいかがでしょう。どうぞ、木場委員。

(木場臨時委員) ありがとうございます。今回の中間整理では、やはり利用者視点の制

度の強化がかなり盛り込まれていたもので、その点で大いに賛成です。

例えば、利用者保護のルールの中で適合性の原則が盛り込まれていましたが、実際私たちユーザとしましては、電話の契約の時に説明を受けた際に、先ほど知野委員からもございましたけれども、本当に難しくてわかりにくいということを誰しも経験することがございまして、やはり店員さんのスキルといたしますか、マニュアル的でなく相手の習熟度に応じて説明をする、これもコミュニケーション能力になるのでしょうか、相手の習熟度をなるべく早く見極めて説明をすることを、ぜひお願いしたいと思います。そのような意味では、今回の適合性の原則というのは、利用者の習熟度に応じて説明の仕方を変えるあるいは工夫するというのは、普通のコミュニケーション上当たり前のことではあるのですが、大いに進めていただきたいと思っております。ショップの方々の教育も含め、やはり利用者が納得して契約できる環境づくりというのが大切になってくると感じております。ショップにいないときに質問が浮かんで、例えば私は一番近いショップに電話しても、もうお客さんでいっぱい、一度も電話を取ってもらった経験がありません。ですので、そこにいない方に対する対応の窓口をどうするかということも考えて頂きたい。混んでいるから行くのが嫌だ、不便でもこのまま我慢しようということもありますので、一部のお店では行っているようなのですが、簡単な時間枠の予約制のようなものを作って、いつも順番待ちがすごいという状況を打破するような工夫をお願いしたいと思っております。

それから、もう1点、MVNOについてなのですが、私もこの部会が始まったときにはあまりこの言葉について知らなかったのですが、ここ数か月のうちに新聞や店頭などでも格安スマホや格安SIMなどでわりと浸透してきた感があります。利用者の方々も選択の幅が目に見えて幅が広がってきているように思います。ただ、先ほどもお説明にありましたように、シェアはまだ4.7%しかないということで、これは今後発展の余地があるということでもございますので、更に、例えば高齢者向けなら安く、機能が少なくとも使いやすいものなど選択の幅が広がるよう工夫され、これを周知して国にもどんどん促進していただきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

(山内部会長) ありがとうございます。そのほか。どうぞ、谷川委員。

(谷川委員) 22ページのクーリングオフのところの※4の文章のポイントを、もう一度わかりやすくご説明いただければと思います。安定性・継続性にも配慮すべきという意見がある一方で、消費者保護のためにも消費者に負担を求めるといった記述がありますが、この関係がよくわからなかったのです。

(山内部会長) 事務局からご回答いただけますでしょうか。

(松井電気通信利用者情報政策室長) この点でございますけれども、基本政策委員会におきまして、クーリングオフ等の解約ルールの導入にあたっては、やはり制度の説明等において代理店側の実際のショップでの説明時間の長時間化等の負担があるとい

たところ、また端末の返品等にも対応する必要がある場合もあるということで、代理店の経営等にも負担があるというようなご意見もありました。

一方で、電気通信サービスのそもそも特性として、今回の解約ルールということでございますので、その中では、一定の例えば使用対価を請求することができるようにするとか、あるいはSIMロック端末についてはクーリングオフの対象ですが、SIMフリーの端末については対象外ということも行われるようにされております。そういった様々な条件も踏まえて、消費者保護の観点からも導入していくことが重要というご意見もあったため、記載をさせていただいたところでございます。

(谷川委員) 世の中で行われているクーリングオフ対象の商材と比べて、この携帯電話の特殊性というのは、どのように考えたらいいのでしょうか。

(松井電気通信利用者情報政策室長) この中で、これは「ICTサービス安心・安全研究会」の中でも議論いただいたところでございますけれども、特に携帯等の電気通信サービスの特性といたしましては、サービスのエリアや速度、品質等について、実際に使ってみないとわからない側面があるということ、これが電気通信サービスの特性であるとして一番大きく議論いただいたところでございます。

(山内部会長) よろしゅうございますか。

(谷川委員) はい。

(山内部会長) ありがとうございます。その他には。どうぞ、米倉委員。

(米倉臨時委員) たびたびすみません。我々がこの部会を始めるにあたって、27ページにあった整備率が98.7%で、利用率が51.2%、この数字が一番ショックでした。せっかく敷いたものをどんどん使ってもらうために卸を促進する、これは非常にいいことだと思うのですが、幾つかの懸念がありまして、26ページに活発な競争環境を実現する、その1に多様なプレーヤーの確保のために規律の導入とあります。この議論はずっとあって、基本的にはNTTが非常に強いのですけれども、グループ化の中で不公正な競争あるいはこれまでの自然独占の成行きの中での競争に対して、一定のチェックをかける。僕はそれもあり得るかなと思うのですが、総務省は政府の一員でありまして、審判団が審判する相手に出資をしている、これで審判を言うと、日本はもとより国外的に非常に懸念を持たれる可能性が高いと思います。

ぜひ将来的に考えていただきたいのは、総務省ではなく、公正取引委員会でもいいのですけれども、この通信に関する公正な競争、通信という特性を考えれば第三者機関をきちんと作る。それから、最終的には政府が保有するNTT株、これを0にしていくような方向性を考える。その一番の理由は、今回EUが日本の鉄道の参入を認めたのは、日本がEUに対して公開をし始めていいという判断があったからだと思いません。日本が経済活性化の中で、グローバルな展開をする、グローバルプレーヤーとして日本の情報通信が世界に打って出ると言うときに、日本の国内がある種規制状況があると、世界もそれと同じような待遇をする。ですから、EU市場を開放しないとか、

そういうことにつながるので、将来的には政府のNTT株は放出して、それに代わるきちんとした第三者機関がユニバーサルサービスも含めていろいろな公正、普遍的なサービスを監視する、そのような制度的な見通しを持たないといけない。この26ページに書いてあることは、日本国内のことしか考えていないと思うのです。ぜひ世界で、グローバルなプレーヤーとしての日本を考えて、制度設計をしていただきたいと思います。

(山内副会长) ありがとうございます。そのほかには。

(米倉臨時委員) すみません、もう1つ。先ほど野間委員がおっしゃった、あと我々が非常にこの委員会で耳に残ったのは、孫さんが出してきた8分岐ですね。確かに、8枚綴りでないと売れないというのはおかしいと言われて、僕もそうだと思ったのですが、その後、説明を聞くと、8枚綴りを1枚綴りにするとコストがものすごくかかるため、それは非常に難しいといえますか、技術的にできないことはないのだけれども、あまり効果がないというお話を伺ったような気がするのです。

でも、世の中、公正な競争を促進するというのは、選択肢ですから、定食以外にアラカルトを食べたいという人もいるわけですよね。ですから、8分岐にした場合のコストを提示して、やはり8枚綴りを買った方が断然お得ですよ、ただ、どうしても言うのなら、1枚綴りもありますよというような、コストを提示するというのが、僕はこの部会をやった意味でもありますし、公正な競争の前提だと思うのです。

ですから、その辺をオープンにして、NTT側もメニューとして8分岐、これは1本幾らというのを提示すれば済む話だと思うのです。門前払いをするとまた、あの長々しい演説を聞く破目に陥らないとも限らないです。門前払いではなくて、こういう理由で、価格がこうですということをオープンにしていくという姿勢が大事かなと思いました。

(山内副会长) ありがとうございます。最後の点については、これは接続の在り方について更なる検討をするという記述があったように思います。

(米倉臨時委員) 更なる検討でした。

(山内副会长) ということで、ここではまだ結論は出しておりませんので、今後議論をするという位置づけですね。

(米倉臨時委員) だから、オープンにして価格提示する、でいいのではないかと思います。

(山内副会长) そこまではまだ決まっています。

(米倉臨時委員) 了解しました。

(山内副会长) ありがとうございます。そのほかにかがですか。どうぞ。

(磯部臨時委員) IIIの世界最高水準のICT基盤の実現については、その構成要素として通信事業者の適切な競争環境と超高速ブロードバンド等の物理的ネットワークと両面があるということで、その構成はよろしいと思います。前段の望ましい競争環境、

競争状態というのが、一言で公正競争ということですが、それがどういうものか、非常に難しいことではありますけれども、何らかの方向性を示せないかと思います。

先ほど米倉先生からも、国内だけを見ないでというお話がありましたが、確かに国内市場の公平性だけではないと思います。メジャープレイヤーの数が維持されるとか、イノベーションが起こるとか、国際的な競争力を持つとか、規制もタイムリーでしかも実現性を持って行われているとか、逆に市場からの退出も適切に行われているとか、いろいろなことがあると思いますが、そのようなことについて、難しいかもしれませんが、何らかの方向性があるといいと思いました。

それから、後段の物理的といいますか、ネットワークの方ですけれども、光ファイバが利用できる状態になっているのだからもっと有効活用していく、これはそのとおりだと思いますが、日本のネットワークをどのようにしていくのかということに関しても、何らかの目指すべき姿があるとわかりやすいと思います。

例えば、無線網と固定網でトラフィックを適切に分けていかなければならないとか、古い設備は徹底的になくして運営効率を高めようとか、どうすれば低廉かつ強靱なネットワークになるのかという辺りについて、何らかの指針が示されるといいと期待しております。

(山内部会長) ありがとうございます。他にいかがでしょう。どうぞ。

(徳田部会長代理) 少し補足的にコメントさせていただければと思うのですが、非常に利用者視点という形でいろいろなことが書かれておりまして、21ページ、22ページで先ほどのクーリングオフの話や、販売勧誘活動についてありますが、2020年を見ますと、実はいろいろな機器がモバイルフォンから制御できたり、知らず知らずのうちにつながっていたり、知らず知らずのうちに踏み台にされて、他のところを攻撃していることが起こりえます。セキュリティのインパクトというのがこの中からは少し薄く消えていまして、日頃使っていたけれど私の知らないうちに踏み台にされて何かをされているという、セキュリティ的なリスクが増えると思います。スマホになりますと、モバイルフォンのセキュリティについて、このような利用者がトラブルに巻き込まれる可能性が加速的に増えると思います。

プライバシーの保護というキーワードも出ていますが、少しセキュリティ対策の在り方についても枠組みを作っておかないと、件数が爆発的に増えてしまった結果、家電メーカーは家電をセキュリティチェックして、モバイルフォンはモバイルフォンをセキュリティチェックするけれども、その機器を跨ってつながった攻撃をされるなんてことになると、責任がどこで分割されるのかがわからなくなってきてしまって、我々セキュリティに関する人たちはかなり心配をしております。上手く何らかの形でモバイルコミュニケーションが他のものとM2M的につながったり、日常使っているものが踏み台にされて何かを攻撃したときに、今、IPAはウイルスの窓口がありまして、企業の方でも個人でもIPAに登録制があるので、119番的な窓口がある

と、非常にスムーズになるのではないかと思うので、少しご検討いただきたいと思います。

(山内部会長) ありがとうございます。そのほかに。

(磯部臨時委員) ほかに、今のページについて補足をさせていただければと思います。

先ほどから、個人情報の問題とかセキュリティの問題とか、利用者との契約以外の部分の課題についてどうするのかというご指摘がありました。確かにそのような課題はほかにもいろいろ想定されています。卑近なことからいえば、歩きスマホの問題だとか、ネット依存の問題だとか、有害コンテンツやネット利用犯罪だとかいろいろあるわけです。

ただ、これらは皆、必ずしも事業者との契約のところで何とかできるものではない。これらに対して、どのような対策を打つかということについても、何らかの言及があると確かにいいと思いました。事業者の側でも、市場を健全に発展させるためには、協力とかCSR的な観点での取組があるかもしれません。そういうことも含めて何らかの対策ができるといいなと思います。

このⅡ全般に関しては、非常に消費者の保護あるいは権利や選択肢の確保について、これまで以上に力を入れて取り組むのだという意図だと思しますので、強調していただくといいと思います。情報通信は世の中のいろいろなサービスの窓口になっていくので、いろいろな問題もここに凝縮してくるという性格で、ますます政策的には重要になってくると思います。

(山内部会長) ありがとうございます。

(新美委員) 今の話に関連して。

(山内部会長) どうぞ。

(新美委員) 今おっしゃっていただいたようなことは、実は安心・安全研究会でも議論になっておりまして、これは電気通信事業だけではなくて、他の分野との協力が必要であるということで、今後も研究は続けていきますというスタンスでおりまして、最終的には何らかの形で提言をしていきたいと考えております。特に青少年の安全の問題については議論を深めておりまして、そちらと連携しながらということで動いておるところでございます。

(山内部会長) ありがとうございます。そのほかに。どうぞ、相田委員。

(相田委員) 主な議論につきましては、基本政策部会等でこれまで参加させていただきましたので、1つ別の視点で。先ほども議論があった18ページのユニバーサルサービス基金の過度な負担のレベル感について、少しコメントさせていただきますと、現在のユニバーサルサービス基金は電話番号ごとの負担で、それが結局利用者にそのまま回っているという構造になっているのですが、月3円というのが、スマホに毎月何千円か払っている人にとっては大した値段ではないですが、M2MやIoTといった通信をしようと思うと、何千万台という数になります。例えば、スマートメーターを電

話番号を使ってつなぐと、1台あたり月3円とられる。じゃあ電話番号を使わないタイプの通信形態にしようか、例えば、現状でも公衆通信サービスでは、ワイマックスは電話番号を使っていませんから、このユニバーサルサービス基金の負担の対象になってないわけです。そのような形態で、特にこのM2Mを考えた時に、現状の電話番号ごとに幾らというのが下手すると制度を歪める可能性があるため、M2M・IoTの時代にどのような形でユニバーサルサービス基金を負担してくのが適切かということについて、少し見直しをしていくタイミングになりつつあるのかなと思います。

(山内副会长) ありがとうございます。それでは、だいたい皆さんご発言いただきましたし、時間の関係もありますので、この辺で議論を閉めたいと思います。

私の感想を申し上げますと、まずこの案について基本的なところで大きな反対なかったと考えております。ただし、皆様から伺ったことは基本的にこの記述とか説明の仕方について少し加筆する、あるいは順番を変えると、こういう必要があるのかなと考えております。

最初に米倉委員がおっしゃった効率化の話、それから磯部委員おっしゃっていた、まさに今のつなぎの話ですね、議論をつなぐ部分。あるいは谷川委員がおっしゃっていたユニバーサルサービスの使い方の話もそうですし、それから安心・安全については多くの方から議論がありました。これについては、先ほど新美委員にもおっしゃっていただきましたけれども、安心・安全研究会とも関係があるため、特別部会でどこまで関わるか、いずれにしてもその補足の話かと思っております。それから、先ほど野間委員や磯部委員がおっしゃっていたように、競争の本来の在り方について、少し言及が必要かなと思っております。今のセキュリティのところも、これも安心・安全に関わるところで、何らかの補足的なことがあればと思っております。また、米倉委員からご提言があった出資の在り方や第三者機関の問題は、長期的な問題なので、我々の議論よりも、これは事務局にテイクノートしていただいて、今後どのように進めていくかについて、考えていただきたいという形で扱わせていただきたいのですけれど。

(米倉臨時委員) でもインターネット時代は1年7年分ですから、あと6年もあるといえますか、6×7=42年分ぐらいの期間ですから、十分長期的な話だと思います。

(山内副会长) また来年ということで。

(米倉臨時委員) 7年後です。

(山内副会长) では、8分岐の話は先ほど申しました、25ページにありますけれど、更なる議論を進めたいと思います。

皆様のご意見を伺ったところ、基本的に大きな反対がないと私は理解しておりますので、今の点については預からせていただいて、事務局と相談の上改正、修正等したいと思います。その辺については私の方に一任をいただければと思います。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは何らかの修正を行った上で、中間整理については事務局を通じて委員の皆様

様にご連絡をしたいと思います。

以上で議論を閉めたいと思いますが、何かございますか。よろしゅうございますか。それでは、本日予定しておりました議事につきましては終了とさせていただきます。

最後に、上川副大臣から一言ご挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(上川副大臣) 本日、第3回目になりますけれども、情報通信審議会2020-ICT基盤政策特別部会中間整理の案ということでお示したことに對しまして、それぞれのページにわたりまして、大変活発に、また本質的なご指摘も含めていただきましたこと、大変感謝申し上げる次第でございます。これから、まとめていただきましたとおり、取りまとめの最終案に向けまして更に議論を深めていきたいというふうに思っていますので、部会長の下でよろしく願いしたいと思います。

私は、今日のご議論もそうですけれども、やはり国民の視点を大事にしてこの特別部会運営をしていただいたことに大変感謝しております。今、お話がございましたが、利用者の視点と言うときには、日本の国内で使う利用者もありますし、海外にこれから進出する中で、海外の利用者の皆さん視点ということも併せて考える時代にもう入っているということを強く感じる昨今でございますので、そういう中で最終的な詰めに向けての、何か積み残した部分ことについてはしっかりとリマークスをしていくというような形でのまとめが必要ではないかなと思っております。

今年の6月に「SAQ2 JAPAN Project」ということでまとめさせていただいた、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、日本の方にお越しいただく外国人の方が大変多くなるということもございまして、またそうした中で現在の私たちが置かれている基盤というのがどういう現状にあるのか、更にこれからどういう分野で取り組まなければいけないのかということについて、SAQ2という形で4つの分野、SIMロックの解除でありますとか、国際ローミングでありますとか、あるいは先ほどご指摘を知野委員からいただきましたけれども、多言語につきましては、バリアをなくしていく努力ということについて、国で提案をしているわけでありまして、これの中にも含めていただいたということに感謝をしております。

できるところは全て迅速に実行をしていく。そして、そういうことを通じて成果をまたフィードバックしていくという、PDCAをこまめに回していく、あるいは大きく回していくということが、絶えず必要な、そういう分野ではないかと思っておりますので、今の時点で結論が出たものは次の時点ではまた更に見直しを図っていくとい

う、ある意味ではそういう宿命のある分野ではないか、それぐらい発展が、成長が速い分野だということでもあります。

ただ、ベースとなる利用者の視点でありますとか、公平性の確保でありますとか、安全性の確保でありますとか、そういう本質的なところの論点につきましては、これは変えてはいけないということでもありますので、そういうメリハリの中で、これからまとめを最終段階12月ということではありますが、答申に向けてよろしくご指導賜りますよう、改めてお願い申し上げる次第でございます。

本当に活発なご議論ありがとうございました。同時に基本政策委員会での熱心なご議論に心から感謝を申し上げ、御礼の挨拶と代えさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

閉 会

(山内部会長) どうもありがとうございました。それでは、本日の会議をこれで終了とさせていただきます。次回の特別部会につきましては、また開催日が決まり次第事務局よりご連絡を差し上げます。

それでは、以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。